◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（政令第三一五号）（警察庁）

一　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関する規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　その他の政令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成一二年政令第一六号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）について、所要の規定の整理を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

三　施行期日等

1　所要の経過措置を設けることとした。

2　この政令は、改正法の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（政令第三一六号）（金融庁）

1　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号）の施行に伴い、金融庁関係政令の規定の整備等を行うこととした。

2　次の政令について規定の整備等を行うとともに、書面掲示に係る規定について、店頭での掲示に加えて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一条～第四条関係）

㈠　信用金庫法施行令

㈡　銀行法施行令

㈢　協同組合による金融事業に関する法律施行令

㈣　労働金庫法施行令

3　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（厚生労働省）

1　市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとされている事務のうち、次に掲げるものを廃止することとした。（第一三条関係）

㈠　特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務

㈡　同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

政　令

出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十三号

出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の二第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第十九号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二十二号中「第三項」を「第四項」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第二条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第五号及び第七十八条第八号中「難民の認定」の下に「及び補完的保護対象者の認定」を加える。

第七十九条第七号中「処分」の下に「及び補完的保護対象者の認定をしない処分」を加え、同条第八号中「及び」の下に「補完的保護対象者の認定をしない処分並びに」を、「取消し」の下に「及び補完的保護対象者の認定の取消し」を加える。

附　則

この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

法務大臣　小泉　龍司

内閣総理大臣　岸田　文雄

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十四号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。